

各省各庁の長
各行政執行法人の長

人事院指令一―一

令和二年人事院指令一四―一（新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員
の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）及び令和三年人事院指令一四―二（新型コ
ロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関す
る臨時措置について）の廃止について

1 次に掲げる人事院指令は、廃止する。

令和二年人事院指令一四―一（新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）

令和三年人事院指令一四―二（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員
の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）

2 この指令は、令和五年五月八日から施行する。

令和五年四月二十八日

人事院総裁
川本裕子

職 審 一 1 3 4
令和5年4月28日

各府省人事担当課長
各行政執行法人人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

「人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）について」の廃止について（通知）

「人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）について（令和3年5月27日職審一144）」は、令和5年5月7日をもって廃止します。

以 上